記 者 発 表 (記者発表・ <del>資料配布</del> )				
発表年月日	令和5年 5月26日(金)	担当地方機関	丹波農林振興事務所	
光衣牛月日	7年3年 3月20日 (金)	担当地力機関	篠山土地改良事務所	
電話番号	0795-73-3797(農林直通)	   担 当 課	(農林振興事務所)森林課	
• 内線	079-552-7417(土改直通)		(土地改良事務所)農村計画課	
発表者	(篠山土地改良事務所長)	事務担当者	(篠山土地改良事務所所長補佐兼	
	石松 秀一	<del>事</del> 伤担ヨ有	農村計画課長) 植杉 武生	
解禁日時	(無) · 有 ( 月	月 日 時解	(禁)	
同時発表先	無 ・ 有 (		)	
特記事項				

### 丹波県民局防災パトロールを実施します

兵庫県では昭和49年より毎年6月を「豊かなむらを災害から守る月間」と定め、農山村地域の災害を未然に防ぐために兵庫県と各市町等が協力してこの運動に取り組んでいます。今回、運動の一環として県民局防災パトロールを実施しますのでお知らせします。

記

#### 1 県民局防災パトロール

(1) 県民局長パトロール [令和5年6月5日(月)]

参加者:兵庫県丹波県民局・篠山警察署・丹波警察署・丹波篠山市消防本部・ 丹波市消防本部・丹波篠山市・丹波市等

着	発	巡視場所	備考
14 : 40	15 : 10	復旧治山事業 (丹波篠山市遠方)	
			令和4年7月豪雨災害復旧工事施
		集合場所:丹波篠山市遠方 防災事業現地	エ中の箇所の施工状況の確認、周
			辺山地の点検をします。
15 : 50	16 : 20	農村地域防災減災事業(千代田池)	
			ため池の異常の有無を点検、管理
		集合場所:丹波市氷上町石生 千代田池現地	者による管理が適正になされてい
			るか点検します。

※パトロールの位置図、集合箇所の詳細図を添付します。

#### (2) 事務所パトロール [6月中(日時・行程等、詳細は別途お知らせします)]

- ・丹波農林振興事務所パトロール 山地災害危険地、里山防災林整備地点検 )
- ・篠山土地改良事務所パトロール(要監視ため池、地すべり防止区域点検) 東谷池(丹波篠山市波賀野)、小谷池(丹波篠山市西木之部)、 柿柴池(丹波市氷上町柿柴)、寺内池(丹波市春日町牛河内)、 地すべり防止区域(丹波市市島町徳尾)他

### 2 「豊かなむらを災害から守る月間」運動の概要

#### (1)要旨

兵庫県では6月1日から6月30日までの1ヶ月間を「豊かなむらを災害から守る月間」と定め、梅雨や台風の時期を前に、農山村地域の災害を未然に防ぐために 兵庫県と県下各市町、兵庫県土地改良事業団体連合会、(一社)兵庫県治山林道協 会、兵庫県ため池保全協議会が協力してこの運動を実施します。

#### (2)内容

ア 防災パトロール班による点検と指導

- ①県、市町、警察、消防、関係者による防災パトロール班を編成し、危険地の点 検・確認と地域住民に対する防災指導を行う。
- ②災害未然防止のため、要監視ため池、農地地すべり防止区域、山地災害危険地区を重点的に点検する。

#### イ 広報活動

- ①県、市町及び関係団体の広報車による巡回・放送
- ②有線放送、CATV の利用と各種広報紙への掲載
- ③県、市町庁舎及び公民館等にポスター約2,600枚を掲示
- ④各県庁舎に懸垂幕を掲示しPR
- (3)期間 令和5年6月1日から6月30日
- (4) 主催 兵庫県・県下各市町
- (5)協**賛** 兵庫県土地改良事業団体連合会、(一社)兵庫県治山林道協会、 兵庫県ため池保全協議会

## 3 管内における災害危険箇所の状況

#### (1)農業用ため池

令和5年3月末現在

士力	特定ため池		うち防災重点		うち要監視		うち改修中・改修	
市名			ため池		ため池		設計中のため池	
丹波篠山市	2 1 9	箇所	160	箇所	7	L 箇所	1 7	箇所
丹波市	172	箇所	1 3 4	箇所	4 8	3 箇所	4	箇所
管内計	3 9 1	箇所	294	箇所	119	) 箇所	2 1	箇所

## (2) 山地災害危険地

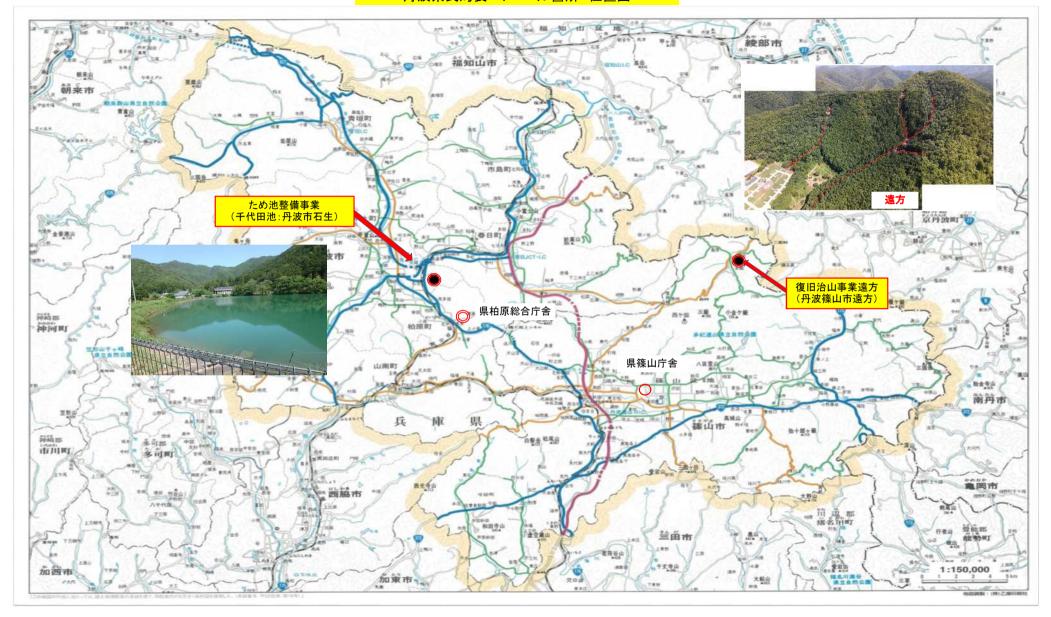
令和5年3月末現在

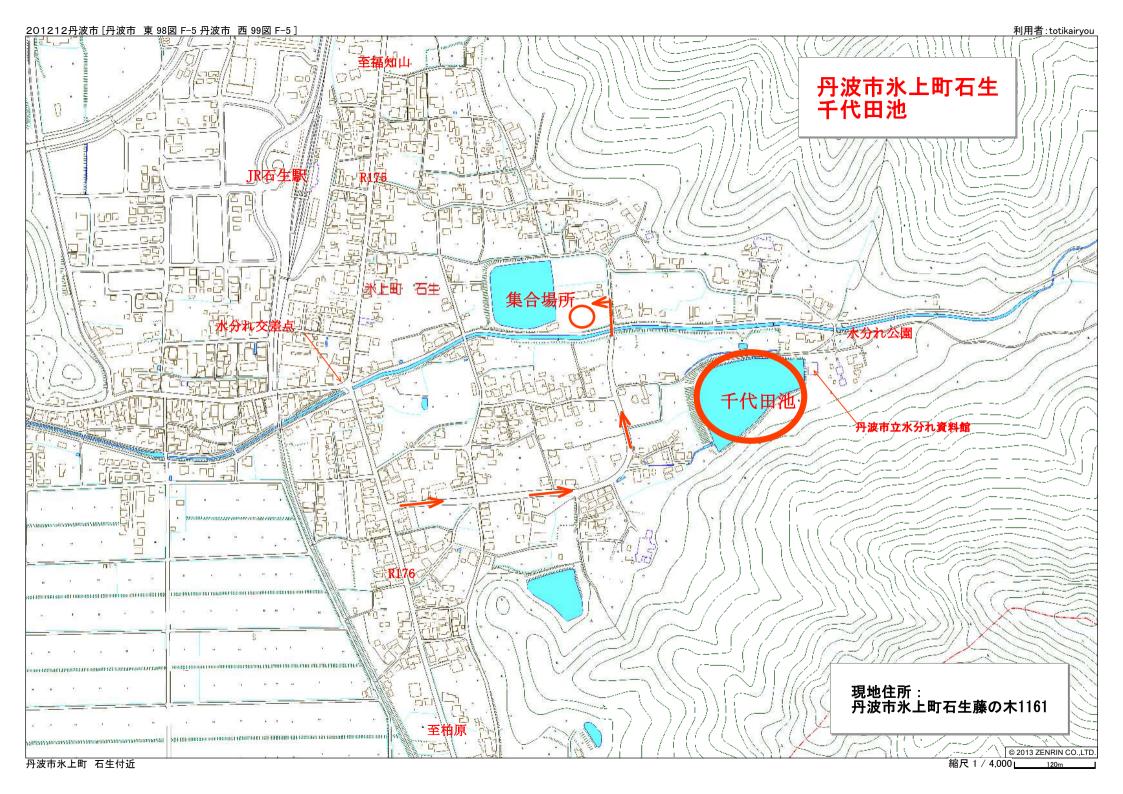
市名	山地災害危險	<b>食地</b>	うち着手済み		
丹波篠山市	5 7 0	箇所	1 5 9	箇所	
丹波市	8 2 2	箇所	3 7 1	箇所	
管内計	1,392	箇所	5 3 0	箇所	

# 4 参考

「豊かなむらを災害から守る月間」運動実施要綱

#### 令和5年度 豊かなむらを災害から守る月間 丹波県民局長パトロール箇所 位置図





# 「豊かなむらを災害から守る月間」運動実施要綱

#### 1 目 的

この運動は、県下の数多くのため池、農地及び林地の地すべり防止区域、山地災害危険地、農地海岸等の防災体制の整備、特に梅雨期、台風期等の豪雨、また、近い将来発生すると想定される、東南海・南海地震による災害の防止のため、積極的な点検指導を行うとともに、県民防災思想の普及を図るなど豊かな県土を災害から守るために実施するものである。

なお、ため池における水難事故防止運動もあわせて実施し、事故防止に努めるものである。

#### 2 実施方針

兵庫県農林水産部関係各課、関係地方機関、市町は、関係団体に協力を求め、危険地域の点検指導と防災体制整備を図るため、別に定める実施要領に基づき積極的にこの運動を展開する。

#### 3 重点実施事項

- (1) 危険地域の点検と防災についての指導を行う。
- (2) 広報活動により防災意識を高め、防災体制の整備を行う。

# 4 実施主体

この運動は、以下の団体の協賛を得て、兵庫県及び県下各市町が実施するものとする。 兵庫県土地改良事業団体連合会 (一社) 兵庫県治山林道協会 兵庫県ため池保全協議会

#### 5 期間

この運動の実施期間は、毎年6月1日から6月30日までとする。

1 危険地域の点検と防災	台導
実施機関名	実 施 内 容
農林水産部	農林水産部関係各課において重点点検指導地域を定め、運動期間中に、農
農地整備課、治山課	林水産部長又は県民局長を始め幹部職員により、危険地域の点検と指導を行
県民局・県民センター関係事務	う。
所	県民局関係事務所長、及び市町長は協議のうえ防災パトロール班を編成し、
	所管警察署、関係団体の協力を求め、危険地域の点検と指導を行う。
[農林 (水産) 振興事務所	なお、地すべり防止区域については、全地区のパトロールを実施する。
: 神戸(六甲治山)、阪神、加古川、	
加東、姫路、光都、豊岡、朝来、	(重要点検事項)
丹波、洲本]	1 ため池について
[土地改良事務所	(1) 洪水吐
: 加古川流域、篠山、洲本]	ア 越流水の流下に障害となる禁止行為はないか。
	イ破損、欠陥部(構造、断面等)がないか。
	(2) 堤体
	アー草刈り及び安全点検が実施されているか。
	イ 法面崩壊、陥没、漏水及び構造、断面的に欠陥がないか。
	ウ 堤体の崩壊を助長及び誘発する違反行為はないか。
	(3) ため池の流域及び周辺
	ア 土地崩壊、伐採木等が流入する危険はないか。
	イ流域の開発はないか、洪水時にため池は安全(土砂流出、流域状況
	の変化)であるか。
	(4)維持管理
	アー管理者を定め適正な管理がなされているか。
	イ防災・避難体制が整備されているか。
	ウ 危険部の安全施設及び必要に応じた危険表示が施してあるか。
	エ警戒を要するため池については、貯水管理等適正な措置がなされて
	いるか。
	1 DAY WENT BOUND
	2 農用地の地すべり防止区域等について
	ア増破の危険性についてどうか。
	イため池、水路等の施設、家屋等に波及する危険性はないか。
	ウ 万一の場合の避難体制は十分であるか。
	エ 地すべり地域内、隣接地域の防災点検当番を決めているか。
	オ防止区域内で無届けの開発がないか。
	カーその他防災体制、連絡方法は十分であるか。
	キ 未指定区域であっても被害が予想される地域については点検を実施
	する。
	7 90
	   3   林地の地すべり防止区域について
	ア増破の危険性についてどうか。
	イ 既設の地すべり防止施設、家屋等に波及する危険性はないか。
	ウ防災体制、連絡方法は十分であるか。
	エ防止区域内で無届けの行為がないか。
	20 - 20 - 20 - 20 - 20 - 20 - 20 - 20 -

実施機関名	実 施 内 容			
	4 山地災害危険地について			
	(1)治山施設			
	ア 渓間施設に破損はないか。			
	イ 渓間施設の基礎部の洗掘はないか。			
	ウ 渓間施設の袖部等の取り付けに侵食はないか。			
	エ 山腹施設に破損はないか。			
	オー山腹斜面にキレツ等による崩壊の恐れはないか。			
	カ 植栽木の生育はどうか。			
	(2) 林地			
	ア 崩壊する危険性の有無の確認			
	イ 出水時において素材、枝条等が流出し下流の人家等に被害を及ぼ			
	恐れがないか。			
	(3)里山防災林整備地			
	ア 斜面にキレツ等による崩壊の恐れはないか。			
	イ 里山防災林整備施設に破損はないか。			

## 2 広報活動

実施機関名	実 施 内 容
兵 庫 県	1 報道機関による広報
市 町	ア 日刊新聞に月間実施の記事記載を依頼する。
兵庫県土地改良事業団体	イ 関係機関、団体の広報車による巡回並び有線放送による
連合会	広報報道を依頼する。また各種機関誌に掲載を依頼する。
(一社)兵庫県治山林道協	2 ポスター等の作成配布
会	ア 県庁内、地方関係機関、市町に配布し掲示する。
兵庫県ため池保全協議会	イ 関係団体に依頼して必要な地域に配布依頼する。
報道機関	

## 3 実施結果の報告

所長等は、実施期間終了後速やかに別紙様式により取りまとめて農林水産部長に報告すること。市町 長については、関係事務所長に報告するものとする。

ただし、緊急を要する事態がある場合は、その都度速やかにその状況を農林水産部長に報告すること。



6.1 - 6.30



みなさんも自分の身の回りに ある災害による危険箇所を 地図で確認しましょう。

兵庫県 CG ハザードマップ www.hazardmap.pref.hyogo.jp



CGハザードマップQ

兵庫県 CG ハザードマップはパソコンでも スマートフォンでもご覧いただけます。

ため池の変状を見つけた際は市町または県土地改良事務所(センター)まで、山崩れや 山地の危険箇所を発見した際には近くの市町または県農林事務所までご連絡ください。